

北九州市による監視

(参考) 北九州市による監視

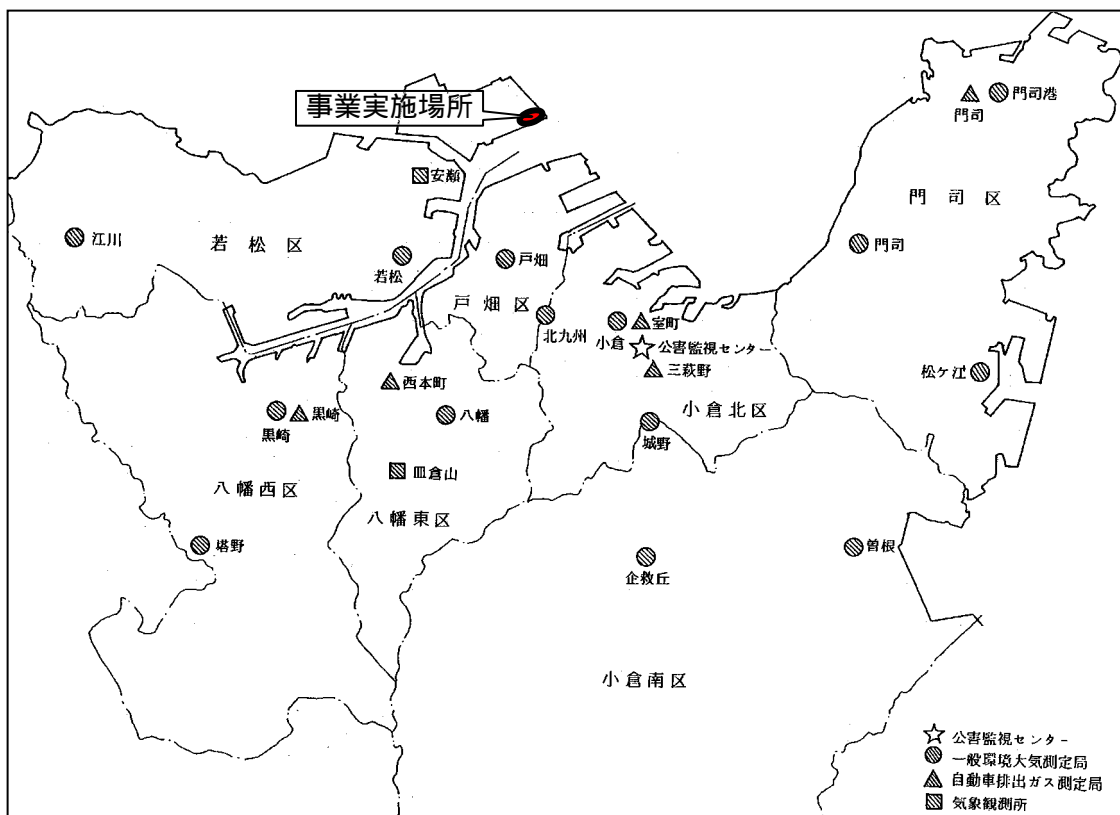
北九州市による監視については、平成 13 年 8 月に公表された「北九州市 P C B 処理安全性検討委員会報告書」において、P C B 処理施設の立地にあたり、市は、随時に立入検査を行い、環境事業団が実施する排出源モニタリング及び環境モニタリングの実施状況等を確認するとともに、施設から排出される排気・排水に加え、周辺環境の大気、水質等を測定することとされている。今後北九州事業における詳細な事業計画及び排出源モニタリング等の内容が明らかになった後、北九州市において検討されることになっている。

なお現在北九州市が実施している大気及び公共用水域に関する常時監視の状況等は、以下のとおりである。

1 大気

北九州市における大気汚染に係る常時監視測定は、以下のとおり行われている。

- ・ 一般環境大気測定局等においては、 SO_2 、 NO_x 等について、常時監視を行っている。
- ・ 北九州局（小倉北区）、企救丘局（小倉南区）、若松局（若松区）、西本町局（八幡東区）においては、ベンゼン、トリクロロエチレン等優先取組物質について月 1 回の調査を行っている。



大気汚染常時監視測定局位置図（平成 12 年度）

2 水質・底質（海域）

北九州市における海域の水質汚濁及び底質の調査は、以下のとおり行われている。

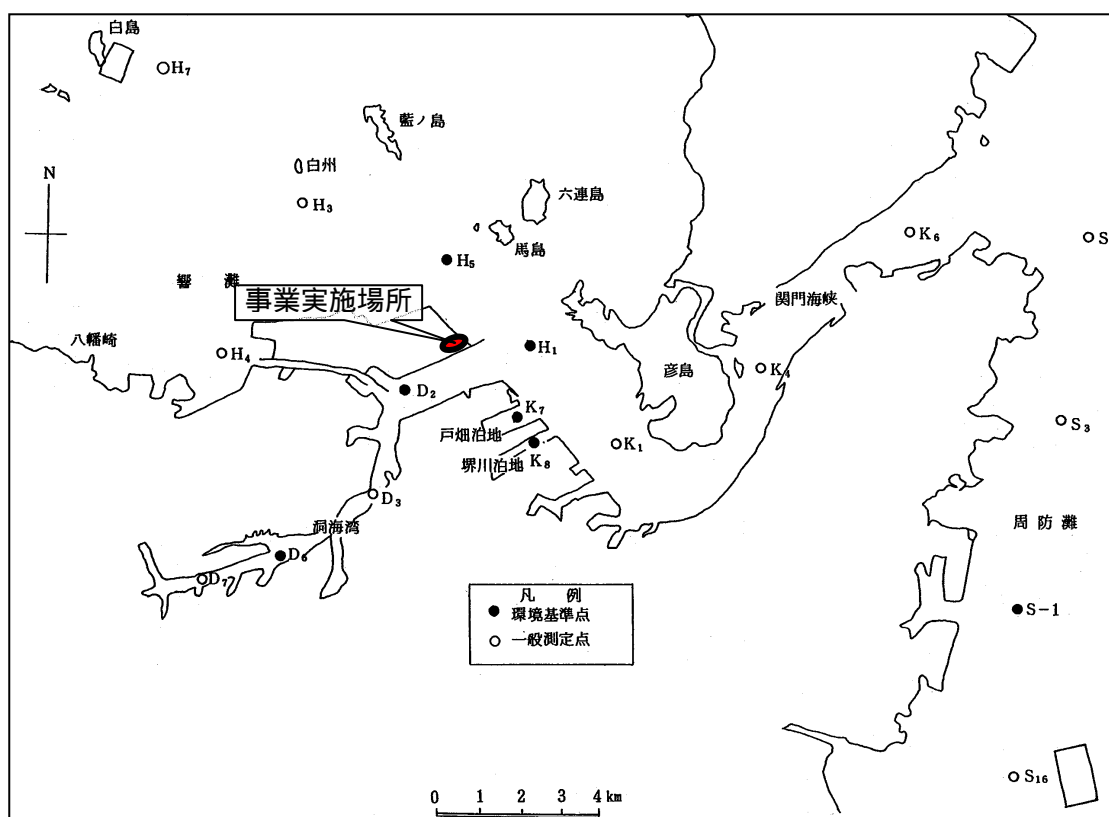
（1）水質調査（海域）

海域の水質測定内容（平成12年度）

水域名	観測地点名	観測点の種別	観測項目及び測定日数				
			生活環境項目	健康項目	窒素及び磷	要監視項目	その他の項目
洞海湾	D ₂ , D ₆	環境基準点	12日	1日	12日	1日	12日
	D ₃ , D ₇	一般測定点	4	1	4	1	4
響灘	H ₁ , H ₅	環境基準点	12	1	12	1	12
	H ₃ , H ₄ , H ₇	一般測定点	4	1	4	1	4
関門海峡	K ₁ , K ₄ , K ₆	一般測定点	4	1	4	1	4
戸畑、堺川泊地	K ₇ , K ₈	環境基準点	12	1	12	1	12
周防灘	S-1	環境基準点	12	1	12	1	12
	S ₁ , S ₃ , S ₁₆	一般測定点	12	1	12	1	12

健康項目：カドミウム、全シアン、PCB、ベンゼン等（24項目）

要監視項目：クロロホルム、p-ジクロロベンゼン等（22項目）



海域水質測定地点（平成12年度）

（2）底質（海域）

調査地点：D₂、D₆、K₇、K₈、S-1の5環境基準点（年1回実施）

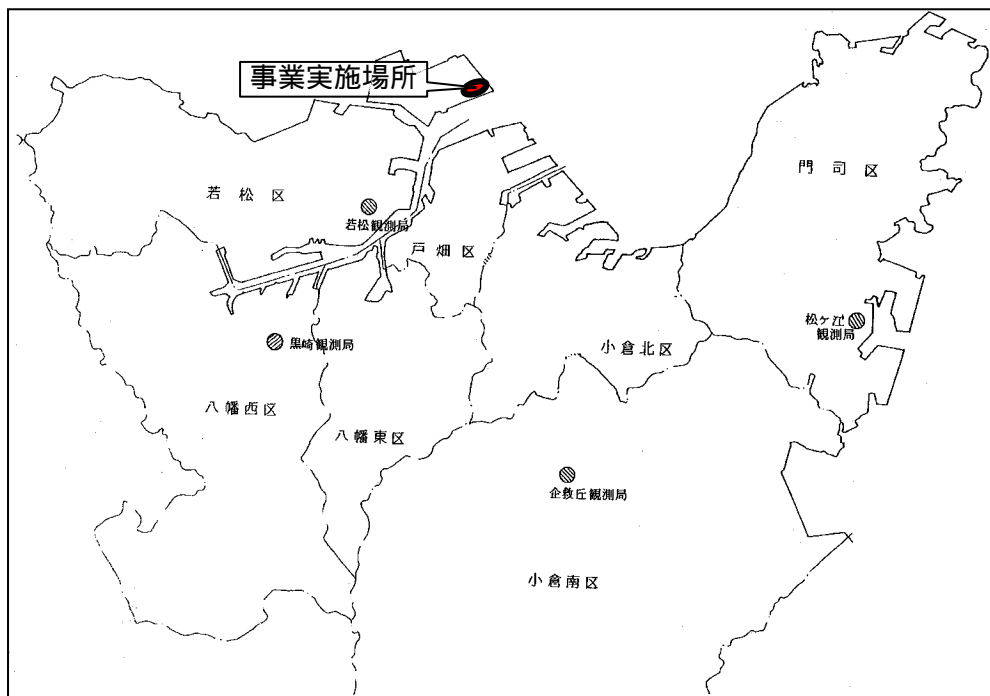
対象物質：PCB等10項目（溶出、成分試験）、TBT等2項目（成分試験）

3 ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法の施行を受け、以下のとおり調査を実施している。

(1) 大気

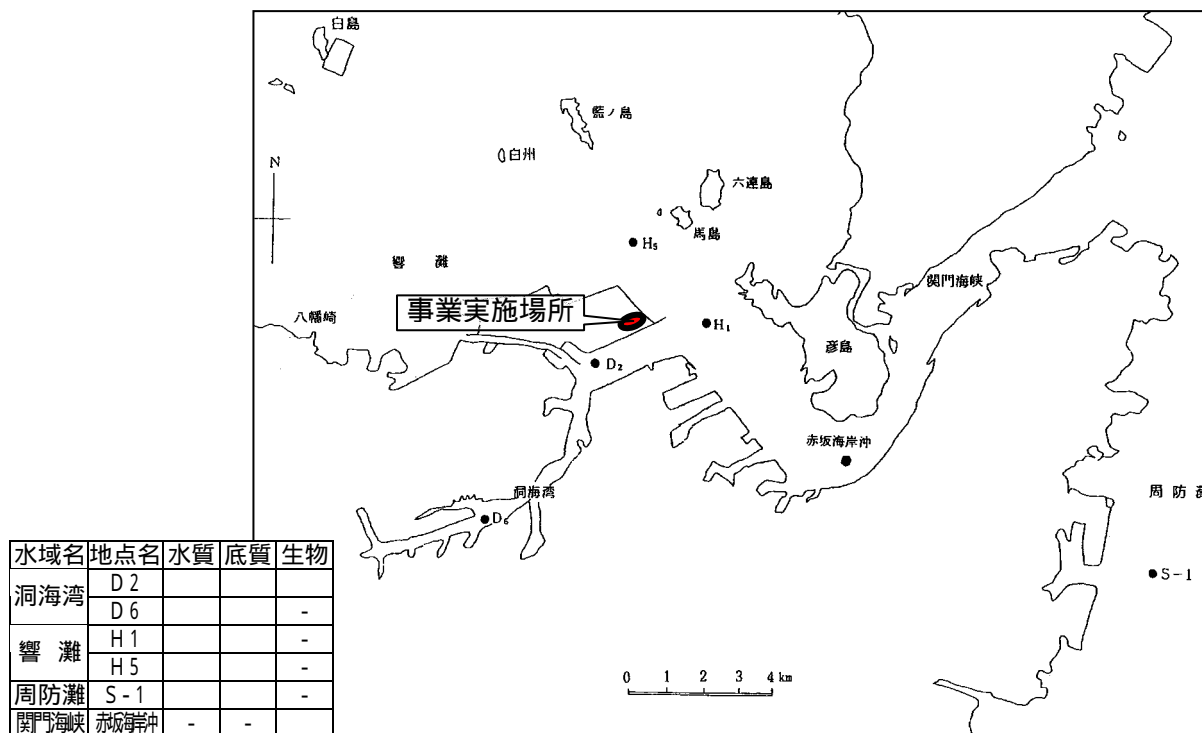
一般環境大気中のダイオキシン類については、4カ所で年4回測定している。



一般環境大気中のダイオキシン類調査地点（平成12年度）

(2) 海域

海域におけるダイオキシン類については、下表のとおり6点で年1回測定している。



海域における水質・底質・生物中のダイオキシン類調査地点（平成12年度）